

記載要領等	相続税の申告書第 1 表の付表 1 納税義務等の承継に係る明細書（兼相続人の代表者指定届出書）
-------	---

《使用目的等》

- 1 この第 1 表の付表 1 は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときに使用するものです。
 - (1) 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
 - (2) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
 - (3) 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合
- 2 この第 1 表の付表 1 を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除きます。）について記入します。

《死亡した人の申告書（第 1 表又は第 1 表（続））の書きかた》

- 「住所」、「氏名」等の欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名等を記入してください。

《第 1 表の付表 1 の書きかた》

- 1 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 2 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
 死亡した人の申告書第 1 表の㉑又は㉒欄（還付になる場合には㉑又は㉒欄）の金額を転記してください。
- 3 「5 相続人等に関する事項」
 共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
 - (1) 「住所」欄
 相続人や包括受遺者がこの第 1 表の付表 1 を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - (2) 「氏名」欄
 この第 1 表の付表 1 により共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者である場合（参考として記載している場合）は、その者の氏名（法人である場合は名称）の右側の欄に「1」と記入してください（共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第 1 表の付表 1 を提出することになります。）。
 - (3) 「個人番号又は法人番号」欄
 この第 1 表の付表 1 により共同して申告書を提出する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
 なお、この第 1 表の付表 1 の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - (4) 「承継割合・・・B」欄
 法定相続分（民法第 900 条、第 901 条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第 902 条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を分数により記入してください。
 （注 1） 次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
 なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ 2 人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

＜相続税の申告書第1表の付表1 記載要領等＞

		相続人	法定相続分
被相続人に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分(「5 (9) 承継割合・・・B」に記入されている各人の割合)を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

4 「6 税額」欄

この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分(「5 (9) 承継割合・・・B」に記入されている各人の割合)を乗じて求めた金額を記入してください。

なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円(1円未満の端数切捨て)単位まで記入してください。